

[参考]

鳥取県賃貸型健康省エネ住宅モデル支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (3月20日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則15日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 (交付決定後に着工してください)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送してください。

【中間検査について】

必要に応じて、現場確認を行います。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書(様式第10号)を下記提出先まで郵送・持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:建設(改修)工事が完了し、引き渡しを受けた日になります。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から14日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送してください。

補助金は実績報告を審査し、額の確定通知後に支払います。

資料提出・問い合わせ先 資料提出・問い合わせ先
県庁生活環境部くらしの安心局住宅政策課
鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎7階) 電話:0857-26-7398